

「すべての県民が日本一暮らしやすいと
実感できる埼玉」の実現に向けた提案・要望

< 針路別提案・要望 >

針路4 子育てに希望が持てる社会の実現

■ きめ細やかな少子化対策の推進



1 少子化対策の推進【一部新規】



要望先 : 内閣府、厚生労働省
県担当課 : 少子政策課

◆提案・要望

少子化対策、こども政策の実現、こどもや子育て家庭の多様なニーズに対応した質の高い支援の提供、教育の更なる充実を図るため、思い切った財源投入を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、多子世帯の経済的負担を軽減するため、子育てサービス等に利用できる多子世帯応援クーポン事業などを実施しているが、県と市町村が一体となって実施する実効性のある少子化対策に対して、継続的な財政支援がない。
- ・ 少子化対策、子育て支援の充実は必要不可欠であるが、厳しい財政状況の中では地方公共団体単独の実施は困難である。
- ・ 「地域少子化対策重点推進交付金」は、主に「少子化社会対策大綱」に掲げられた結婚支援に係る取組を対象としているもので、結婚新生活支援事業を中心に県内市町村で活用しているが、単年度の取組みへの予算であり、財政負担が市町村参加の大きな支障原因となっている。
- ・ また、結婚新生活支援事業は事業周知の時期が遅く、提出期間も短い上、国の補助金要項が確定する前に、市町村にも予算化を義務付けるなど、地域の実情に合った少子化対策の継続的な実施につながる財政支援の仕組みとなっていない。
- ・ さらに、市町村にとって補助率が高い、都道府県主導型市町村連携コースにおいても、制約事項が多く、決して、市町村が利用しやすい仕組みとはなっていない。
- ・ 国において全国一律の少子化対策、子育て支援施策の拡充を図るとともに、地域の実情に応じたきめ細やかな取組が実現できるよう、思い切った財源投入を要望する。

子育て支援の充実



1 保育の質の向上



要望先：内閣府、文部科学省、厚生労働省
県担当課：少子政策課

◆提案・要望

- (1) 子ども・子育て支援新制度における保育の「質の向上」が十分行われるように恒久的な財源を確保し、保育の実情を反映した公定価格や補助単価を設定するとともに多子世帯の利用者負担を軽減すること。
- (2) 幼児教育・保育の無償化については、地方に過大な負担が生じないよう、必要な地方財源を引き続き確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和2年の本県の合計特殊出生率は1.27であり、全国で8番目に低い状況にある。
- ・ 国による子育て支援等の取組に加え、各地域の就労環境や子育て環境等の実情にあった少子化対策も効果的であることから、地方自治体が少子化対策を継続的に実施することができるような財政支援が必要である。

【現状の詳細】

- ・ 平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」は、質の改善の一部を実施する財源しか確保されていない。また、公定価格が地域の保育現場の人員費の状況を十分に反映した内容となっていない。
- ・ 保育所の公定価格においては1歳児6人に対し保育士1人を配置することとされている。しかし、本県では低年齢児保育の充実のため、私立保育所を対象に児童4人に対し保育士1人を配置できるよう補助を実施している。
- ・ 乳児は年度中途に入所することが多いが、保育士を年度中途に雇用することが難しいため、本県では保育所が年度当初から、年度後半の乳児の人数に対応した保育士を雇用できるよう補助を実施している。
- ・ 児童一人一人の障害種別や程度に応じたきめの細かい保育を行うため、本県では障害児3人に対し1人の障害児担当保育士を配置できるよう補助を行っている。
- ・ チーム保育推進加算について、保育所には職員の平均勤続年数が12年以上であることが加算の要件である一方、幼稚園・認定こども園には同様の要件がない。
- ・ 延長保育事業の補助要件、補助単価が現場の状況を反映した内容となっていない。
- ・ 本県では多子世帯の経済的負担を軽減するため、平成27年4月から制度の同時入所要件を撤廃し、満3歳未満の第3子以降の保育料を免除する補助を実施している。
- ・ 令和元年10月から実施の幼児教育無償化により、保育の質の向上に向けた十分な財源措置が必要であり、認可外保育施設等も無償化の対象となったことから質の確保が重要となる。

2 保育所整備等への交付金等の充実



要望先：文部科学省、厚生労働省
県担当課：少子政策課

◆提案・要望

- (1) 保育所整備等を円滑に行うため、保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金など、整備に対する補助の一層の充実を図ること。
- (2) 補助金で実施する送迎保育や賃借料補助などのソフト事業についても、待機児童対策に資することから、補助水準を維持し、継続すること。
- (3) 首都直下型地震など今後起こりうる地震災害への万全の備えとして、保育所、認定こども園などの保育施設の耐震化は急務である。施設の耐震化を促進するため、耐震診断費用を交付金の対象とし、耐震改修費用については補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 保育所等整備は、原則として、国から市町村に直接交付される交付金等により行われる。交付金は、市町村が児童福祉法の規定により作成する「市町村整備計画」に基づく事業を実施するための費用として交付される。市町村の計画を着実に推進するために、必要な時期に十分な支援が行われることが重要である。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、資材の不足や人材確保が困難なことによる工期の延長等、相対的に整備費用が増加しており、事業者の負担が大きくなっている。
- ・ 首都直下型地震などへの備えとして、保育所、認定こども園の耐震診断や耐震化の取組を加速させるため、対象経費の拡充や補助率引上げが必要である。

◆参考

○主な事業

- 保育所等整備交付金（保育所、認定こども園の保育所機能の整備）
- 認定こども園施設整備交付金（認定こども園の幼稚園機能の整備）
- 保育対策総合支援事業費補助金（送迎保育、賃貸物件による保育所整備など）

○補助率

- 通常 国1/2、市町村1/4、事業者1/4
- 特定（※） 国2/3、市町村1/12、事業者1/4
- （※）「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている場合など

○国の交付基準額

埼玉県 都市部 60名定員（補助率2/3）の場合 111,200千円

○待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合の基準額の増額

- ・ 土地借料加算
31,700千円（通常：16,100千円）
- ・ 地域の余裕スペース活用促進加算
都市部 11,360千円（通常：2,570千円）

○保育対策総合支援事業費補助金

・送迎保育（広域的保育所等利用事業）

事業に必要なバス借上げ費、保育士等雇上費等を補助

バス借上げ費 1台当たり基準額年間7,500千円

保育士等雇上費 1人当たり基準額年間5,000千円（2人目以降は3,000千円／人）

・賃貸物件による保育所改修費

事業に必要な改修費等、賃借料を補助

1施設（20～59人）当たり基準額27,000千円（①32,000千円、②35,000千円）

①待機児童解消に向けて緊急時に対応する施策の採択

②①に加え、待機児童対策協議会において関連KPIを設定

○補助の方法

国→市町村→事業者

3 乳幼児等に対する公費負担医療制度の創設



要望先 : 厚生労働省
 県担当課 : 国保医療課

◆提案・要望

- (1) 地方単独事業として全都道府県で実施されている乳幼児及びひとり親家庭等に対する医療費助成について、国として統一した公費負担医療制度を創設すること。
- (2) 未就学児までを対象とする医療費助成の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は平成30年度に廃止されたが、未就学児以外に対する減額措置も直ちに廃止すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 乳幼児及びひとり親家庭等に対する医療費助成は全都道府県で実施されており、子育て家庭の福祉の増進において大きな役割を果たしている。
- ・ 一方、この制度は地方単独事業であるため、各都道府県で受給者の基準や受給内容が異なり、制度に不均衡が生じている。
- ・ また、市町村が現物給付を行う場合、未就学児までを対象とする医療費助成については平成30年度から国民健康保険の国庫負担金減額措置が廃止された。しかし、未就学児以外を対象とする医療費助成については、減額措置が継続されている。

◆参考

○埼玉県乳幼児及びひとり親家庭等医療費の助成状況

	乳幼児医療費の助成状況	ひとり親家庭等医療費の助成状況
医療費支給対象	就学前まで	母子・父子家庭の児童及びその保護者 両親のいない児童及びその保護者
医療費支給方法	償還払い	償還払い
令和3年度予算	2,577,214千円	1,008,007千円
令和2年度実績	受給対象者数	281,027人
	支給件数	3,650,525件
	市町村支給額	3,649,985千円
	事業費県補助	1,788,006千円
	受給対象者数	84,963人
	支給件数	842,044件
	市町村支給額	2,041,826千円
	事業費県補助	919,198千円

■児童虐待防止・社会的養育の充実



1 生活困窮世帯及び生活保護世帯の子供に対する学習支援の推進



要望先 : 厚生労働省
県担当課 : 社会福祉課

◆提案・要望

- (1) 各地域の実情に応じた学習支援の取組に対して、継続的に事業を実施し成果を上げられるよう、財政支援を強化し、国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。
- (2) 小学生に対する支援は単なる学習の支援にとどまらず、食事提供、職業体験、送迎等も必要と考えられることから、加算対象の事業を増やすなど、充実させること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では学習支援員を配置し、中学生のいる生活困窮世帯等を訪問し高校進学の必要性を理解させるとともに、学習教室で学生ボランティア等による学習指導を行っている。その結果、学習教室参加者の高校進学率が事業開始前の86.9%（平成21年度生活保護世帯全体）から98.8%（令和2年度学習教室参加者）に11.9ポイント向上した。
- ・ 学習支援は、貧困の連鎖解消に非常に効果的であることから、各地域の実情に応じた学習支援の取組に対して、継続的に事業を実施し成果を上げられるよう、また地域間格差が生じないよう、国庫補助率を引き上げる等、国として積極的に財政支援すべきである。
- ・ 本県では平成30年度から小学生にも支援を拡大し、小学生から高校生までの切れ目のない支援を進めることとした。小学生に対する支援は、単なる学習の支援にとどまらず、食事提供、職業体験、送迎等も必要と考えられることから、加算対象経費を見直すこと。

